

平成29年5月24日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、23都道府県の45人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 23都道府県45人

(北海道2、青森県1、山形県1、栃木県2、埼玉県2、千葉県2、東京都11、神奈川県1、新潟県1、富山県1、長野県2、三重県1、京都府1、大阪府4、兵庫県2、奈良県1、和歌山県2、鳥取県2、岡山県2、広島県1、香川県1、福岡県1、大分県1)

数字は人数

※ 支払期限 平成29年5月31日